

藤井讓治著

『江戸幕府老中制形成過程の研究』

藤田恒春

I

本書は、江戸幕府政治機構の中核をなす「老中制」の形成過程を徳川秀忠が將軍職を家光へ譲る元和九（一六二三）年より家光による幕政機構再編の寛永十五（一六三八）年に至る十五年か年間にわたる政治過程のなかで論証分析したものである。政治権力が「家康とその恩寵によって取立てられた人々の個人的能力によって動かされる段階を経て、権力再生産のために、個人的能力よりも『職』が優位にたつ機構・組織を作りあげていく過程」を検証する一つの方法として「老中制」の形成過程を取りあげたものである。

評
従来の幕政史研究の成果と反省から「老中制」の分析視角を「出頭人の能力を手助けとして幕政を執行する体制から老中を核として『人』ではなく『職』を基本とする恒常的な幕政運営の体制へと転換していく意味を考」えることに置いた。而して、本書の大きな特色の一つは、旧来幕政史研究に必要不可欠として利用

されて来た『徳川実紀』等編纂物―第二次史料―を排し、「江戸幕府日記」を始めとする第一次史料を博搜駆使することにより当該期の政治過程を明確にしようとしたことである。就中、幕府の政治的意思を伝達するものとして「老中連署奉書」を政治過程分析の中心史料に置いたことである。

慶長元和期においては、將軍発給文書が機能し、また慶安期以降は「江戸留守居」制度の成立から「老中連署奉書」が政策意思の伝達としての機能を喪失して行くことから、寛永期を「老中連署奉書」が政治的意思の伝達機能を果たした、言わば「老中連署奉書の時代」としている。

本書の構成は次の通りである。

序にかえて

第一編 江戸幕府老中制の形成

第一章 秀忠大御所時代の年寄制

第一節 本九年寄と西丸年寄

第二節 年寄連署奉書の四タイプ

第三節 「上意」と年寄制

第四節 小 括

第二章 秀忠死去直後の年寄制

第一節 秀忠死去直後の年寄制と土井利勝

第二節 秀忠死去直後の年寄連署奉書

第三節 稲葉正勝

第四節 酒井忠世の西丸移徙

第五節 井伊直孝と松平忠明―第四グループの動向―

第六節 土井利勝と酒井忠勝―第一グループの動向―

第七節 年寄衆の排除―第二・第三グループの動向―

第八節 小 括

第三章 老中制の成立

第一節 老中制成立前後の老中（年寄）連署奉書

第二節 松平正綱・伊丹康勝一件

第三節 松平信綱・阿部忠秋・堀田正盛

第四節 旧年寄層の対抗

第五節 寛永十一年三月の老中宛法度・六人衆宛法度

第六節 酒井忠世と西丸炎上

第七節 寛永十一年から十二年

第八節 將軍諸職直轄制の成立と老中制

第九節 小 括

第四章 老中制の確立

第一節 老中制成立後の老中連署奉書

第二節 家光の病

第三節 土井利勝と酒井忠勝

第四節 松平信綱と鳥原の乱

第五節 堀田正盛の老中離脱

第六節 將軍諸職直轄制の否定と老中制再編

第七節 幕政機構再編の要因

第八節 老中離脱後の利勝・忠勝

第九節 小 括

第二編 江戸幕府老中連署奉書の年代確定

総 括

関係文献一覧

あとがき
索引

第一編「江戸幕府老中制の形成」では、將軍親政過程における「職」としての老中制の形成を「老中連署奉書」への加判の在り様から分析論証している。第二編「江戸幕府老中連署奉書の年代確定」では、第一編で分析対象とした時期に発給された「老中連署奉書」の年次を確定した上で編年で掲げた言わば「老中連署奉書」史料集を構成している。

Ⅱ

順を逐って内容を紹介し、気付いた所にコメントを加えたい。第一章一節では、元和九年七月二十七日二代將軍秀忠が將軍職を家光へ譲り、以後所謂二元政治のもとで発給された年寄連署奉書に見られる加判の在り様から年寄連署奉書には四つのタイプが見られるとし、二節においてその年寄連署奉書の加判の在り様から①本丸西丸年寄連署奉書、②本丸西丸筆頭年寄連署奉書、③本丸年寄連署奉書、④西丸年寄連署奉書の四つを抽出した。①は幕政上重要な内容、②は家光にも秀忠にも関わった内容、③は家光に限っての要件、④は秀忠の要件に関するものと幕府役人へ出されたものがあると、その特徴を説明している。年寄の加判への関わり方を軸に「秀忠付年寄制」と「家光付年寄制」の確執は、寛永五年九月以降同九年までの間に対等となったとした。三節では本丸家光・西丸秀忠のもとでの幕府意思の決定・伝達過程について蜂須賀氏の「須本城普請」を素材に蜂須賀氏より見た場合、幕府

との交渉窓口は西丸にあったとし、最終的な意思決定は秀忠と家光の意向によってなされたとしている。両者の意向が伺われる前に本丸筆頭年寄酒井忠世と西丸筆頭年寄土井利勝により幕府意思は調整されたと指摘している。この点については、山本博文氏の「取次」の歴史の評価とも関わる幕府の政治的意思を代表する者の理解にも敷衍する問題を内包している様に思われる。四節では秀忠大御所時代の年寄制について以下の様に整理している。①本丸年寄制と西丸年寄制の二元的構成をとり、前期には西丸年寄制が優位を示し、②年寄連署奉書にはその加判の在り様から四つに分けることができ、③家光と秀忠の統合した意思を伝える正式の文書としての本丸西丸年寄連署奉書は「二元的な権力のあり方が意思の伝達において一般的に見せる矛盾を解消」したとし、秀忠大御所時代の年寄制は二元的な権力のあり方に対応するとともに年寄自体が重層的な構造を持っていたとし、④酒井忠利の年寄離脱は「將軍職移譲にあたって年寄制再編当初から予定されていた」ものとしている。二元政治を解消して行くための一つの布石として取られた土井利勝の「家光付」は、本丸年寄制を強化し、権力移譲を容易ならしめたとしている。併し、このことが「年寄制再編」に直結するのであろうか。また、「再編」は家光が持っていた意思として考えてよいのだろうか。

第二章では寛永九年一月二十四日大御所秀忠の死去後の年寄制について本丸・西丸年寄の去就を中心に検討したものである。先づ、秀忠死去直後に発給された年寄連署奉書への加判の在り様から①本丸・西丸年寄制が合体し、②それは西丸年寄制を吸収することによりなされ、③②の措置は幕府内部の動揺を最低限にとど

め、④年寄連署奉書には日本丸・西丸年寄全員が加判するものと、日本丸年寄だけが判するものが認められ、「年寄制が二重構造」を持っていたことを明らかにしている。三節において側近として「出頭花がふり申候」と将来を期待された稲葉正勝の動向に注目し、秀忠死去後年寄制再編にあたり彼が矚目され、彼の地位を他の年寄衆並みに引きあげられたとしている。彼の出自と経歴からして家光が寵用しようとした意図は分るが、他の年寄衆を製肘する目的で稲葉の地位向上を目標んだものか今一つ明確さを欠くのではないか。四節では、秀忠大御所時代以来筆頭年寄としての地位にあった酒井忠世の地位の変化に注目し、寛永九年五月七日以降「西丸留守居」に転任し、彼の元屋敷は「申渡」や「寄合」の場として利用されていることから、彼の屋敷は召し上げられたものと想定し、従って家光と忠世との間に何らかの支障が生じていたのではないかとしている。

五節において秀忠より後事を託された井伊直孝と松平忠明兩名の幕政参与について「幕府日記」に見える「申渡」と「挨拶」への関わり方から彼等の役割を次の様に指摘した。①秀忠死後の諸大名との軍事的緊張に対処し、かつ幕府の軍事力の面での動揺を押さえ補強する役割を担い、②諸種の「申渡」・「挨拶」等の場で年寄衆の一面を構成していた。このことから当該期江戸幕府年寄制の重層性の一端を見ることができるとしている。併し、奉書に加判する年寄としない年寄と言うことになり、井伊直孝・松平忠明が持った権能は他の年寄とは異ったものと考えられないだろうか。これについては最後に触れる。六節では土井利勝・酒井忠勝について寛永十年四月段階の土井利勝への加増転封を家光の土井

利勝を遠ざけようとする一つの動きとし、それは酒井忠世・酒井忠勝へも向けられたとしている。七節では、永井尚政・内藤忠重・青山幸成の三名の去就に注目し、なかでも秀忠付年寄であった永井が寛永十年三月二十五日淀へ転封となり、秀忠死去後に成立した本丸年寄制と西丸年寄制が合体した体制は変貌を遂げたとしている。八節では、秀忠死去直後の年寄制は、井伊・松平兩名を幕政参与として、西丸年寄制と本丸年寄制を合体吸収した重層性を持つ年寄制として出発したが、酒井忠世の西丸留守居への転任を契機に変化を見せ始め、家光による旧年寄層排除が展開して行ったと指摘している。家光の旧秀忠付年寄排除の論理は何であったろうか。將軍親政を布くための一環と見るべきであろうか。寛永十一年以降の家光の健康（心理）状態については詳しく触れられているが、將軍職襲職直後の家光については史料制約に拠るものであろうが必ずしも明確ではなく、従って年寄排除は將軍専制の一つとして看做さざるを得ない一面を残していると言えよう。

第三章では老中制の成立を寛永十年六月より同十二年十二月までの老中連署奉書への加判の在り様から分析している。この時期に発給された老中連署奉書の特徴には①稲葉正勝の離脱と松平信綱の加判開始、②酒井忠世の離脱、③堀田正盛・阿部忠秋の加判開始等を指摘した上で、第二節において家康のもとで幕府財政を管掌した出頭人的性格を持ち、場合によっては年寄衆と連署さえしている勘定頭松平正綱と伊丹康勝兩名への家光による「折檻」を取りあげ、彼等が初期以来持ち続けた「勘定方」における権能を削ぎ、自由に動かし得る新しい「勘定方」吏僚を創出しようとしたことと評価している。これは幕府勘定所機構の整備とも関わ

る重要な問題であろう。三節では、寛永十年三月二十三日「少々御用之儀」を管掌することを命ぜられた松平信綱・阿部忠秋・堀田正盛を稲葉死去後の幕政運営のなかで、先づ松平信綱を「宿老衆並」とし、阿部・堀田兩名を「松平伊豆守並」とすることにより家光は自らの政治的意思の表現を図ろうとしたとしている。家光側近の六人衆のなかから何故右の三名が「御年寄衆」的位置に拔擢されたかは積極的な説明は見られない。右の「宿老並」と言うことにつき著者は「注」で奉書加判との間に時間的ズレが生じていることを補足されているが、「奉書加判」に列せられる事と加判を加える事は当初から区別されていたと考えるものであろうか。四節では、寛永九年十二月十七日設置された大横目のため土井利勝・酒井忠勝・井伊直孝等が遠慮している状況下、家光自身病氣のため酒井忠世をも含めた旧年寄達に幕政を暫定的であれ任意さざるを得ない政治状況が出来たことを指摘している。五節において寛永十一年三月三日付「老中宛法度」と「六人衆宛法度」を従来「老中職務定則」・「若年寄職務定則」として理解されて来たが、特定の年寄と六人衆へ宛て出されていることから「老中宛法度」・「六人衆宛法度」と正すことを提起した。また、この「法度」は朱印状或いは黒印状とするものがあったが、「江戸幕府日記」より黒印状をもって出されたことを明らかにしている。

この「法度」は、年寄の職務が成文化されたことで、従来個々の年寄に属していた権限を客体化し「出頭人」として將軍の恩寵とその能力にもとづいた年寄の幕政への権限拡大の可能性は否定され、同時にこれまで年寄間にあった権限の格差も形式的には否定されることになった」とし、これは即ち「成文法である法度によ

って『職』が確定し、人ではなく『職』が、幕政運営の原理となり、かるが故にこの「法度」以降の年寄を「老中」と呼ぶとした。^②家康以来、幕府の政治意志決定の場で将軍との恩寵を媒介とする出頭人の個人的裁量に委ねられていた諸権限は、成文法である「法度」制定により、「職」が主導して行くことと説明している。将軍のもとに並列的に老中・六人衆・町奉行を置くことにより将軍親政が一段と強められることになったとした。

右の「法度」発給に至る経緯には家光の旧年寄排除の動きと旧年寄衆のそれへの対抗のなかでの所産とし、「家光が旧年寄衆との妥協として旧年寄衆と松平信綱ら新しい年寄層との間の格差を認めたとする側面を持っていたことになり、その点で、旧年寄衆はこれまでの地位を確保したが（中略）徐々にはあるが旧年寄衆の権限への松平信綱ら三人の食い込みが図」られたと、「法度」以降旧年寄層の権限後退を指摘している。

ところで、寛永十一年閏七月六日酒井忠勝は若狭小浜へ加増転封となっている。従来年寄であれば、これは年寄（老中）からの離脱を意味するが、彼の場合はその様にならなかった。「法度」制定の意義とも関わり、酒井の場合のみ何故かと言うことも一考する必要がある様に思われる。「職」として「老中」が成立したとしても結局将軍との恩寵のみの「人」に収斂してしまう虞れがあるのではないだろうか。

六節では旧年寄で西丸留守居にあった酒井忠世が寛永十一年閏七月二十三日西丸炎上を契機として逼塞し、翌年五月二十五日再び召し出されたものの従前通りの地位ではなく、例えば同十二年六月二十一日の「武家諸法度」申渡しの際では、井伊・松平につ

ぐ位置にいたことから、井伊・松平に準じる位置にあったとした。七節では寛永十一年より同十二年の家光親政が行われた時期における老中の動向について、寛永十年四月より同十二年十月までの「申渡」を通じ旧年寄、井伊等の位置について言及し、井伊直孝は「此前のことくこまかなる儀ニハ不被召出」と言う、換言すれば「幕府の威信を示さねばならない場面でも譜代門閥の隠然たる力を必要としたことを暗示」する必要がある時に限り召し出される様な位置にあったとしている。また、諸「申渡」では、酒井忠世・土井利勝・酒井忠勝等の旧年寄は、その地位を保持し、奉書加判からの離脱は直接幕閣中枢からの離脱を意味しなかったことを明らかにした。

序で八節では寛永十二年十一月に出された幕府役人職務規定を「寛永十二年条々」とした上で幕府制度上の検討を加えた。この「条々」の特徴について①「家光が意図した老中職務の限定という戦略を今一歩前進させ、老中の権限を分割し（中略）年寄衆の持った強大な幕府内での力を削減し、同時に増加してきた御用・訴訟の処理に対応しよう」とした、②「御用・訴訟」に關しての正式な職名は成立していない、③「月番制」の導入、④「承日」制の導入、⑤「国持大名御用并訴訟之事」の管掌から酒井忠世の離脱し、松平信綱・阿部忠秋・堀田正盛が加わり五名となったこと、などを指摘した。この「条々」の歴史的意義は「職務を分轄し分掌することと月番制、『承日』制を導入することで、一つには将軍による諸職直轄制を強化したこと、二つには幕府の行政・裁判事務の効率を高めたこと、三つには松平信綱・阿部忠秋・堀田正盛の地位を明文化することで確定的なものとした」と三

あげている。この結果、幕政は「月番制・『承日』制・『御用日』制・寄合制をとめないながら老中の権限を大きく縮小限定した家光の親裁による將軍諸職直轄制」が成立したと意義付けている。

將軍諸職直轄制の導入は、取りも直さず將軍家光が身心とも健全な状態で親政を執行しえてこそ成立するものであるが、寛永十二年以降実質的にはこれが足枷的に幕政運営に遲滞等を引き起こすことは周知の事実である。

寛永十一年三月「老中宛法度」により限界を持つとは言え「職」が幕政運営の原理となり、同十二年「条々」により、將軍親政が幕政運営の基本線となった。併しながら、それは將軍の親任する「老中」を媒介とすることなしでは成立しえないと言う一面を残している。

第四章では、寛永十二年十一月の將軍諸職直轄制成立以降同十五年十一月の將軍諸職直轄制の改編に至る三か年を分析対象とし、先づこの時期に発給された老中連署奉書への加判の在り様から次の点を指摘している。一番大きな特色は、寛永十五年十月晦日付奉書をもって土井利勝と酒井忠勝の加判が見られなくなる。同年三月堀田正盛が加判から離脱すること、そして同年十二月十六日付奉書に阿部重次が加判に加わることから、当該期老中制或いは老中の人的構成において大きな画期が認められるとしている。二節では、將軍親政を完遂する上で最も重要である家光の健康状態について「江戸幕府日記」及び「細川家史料」等から克明に跡付けている。三節では、老中奉書への加判から離脱した土井利勝と酒井忠勝の去就について触れ、土井・酒井間の確執と家光と土井との確執があったことを指摘している。家光にとって年齢的に言

えは父親的立場の土井利勝（寛永十五年、66歳）は、秀忠以来の出頭人であり年寄であったものの、家光親政遂行上最早極枯化していたのではないだろうか。四節において家光側近の一人で老中加判の列に加わった松平信綱について寛永十四年十一月の島原天草一揆での働きぶりを通じ信綱の評価を高からしめたとしている。五節では、信州松本へ加増転封となることにより老中を離脱した堀田正盛の去就について触れている。「唯今迄御役御免之旨」とは、奉書加判からの離脱をのみ指すのか、老中としての全ての役務から「御免」となったかは注意を要するだろう。

次に六節では、寛永十二年十一月將軍諸職直轄制の否定と老中制再編について同十五年七月日付「仰」により、幕府機構は大きく再編されたとしている。同十二年十一月の將軍諸職直轄制のもとで家光のもとに置かれた諸職は全て老中支配の職として位置付けられることとなり、「家光―老中―諸職と言うヒエラルヒッシュな組織へと再編」され、老中の権限が格段に強化されたと評価している。当該期幕府政治中枢を支えた人的構成のなかで、「小姓組番頭が幕閣を担う人材養成の拠点としてきわめて重要であった」としつつも、寛永十五年十一月の改編により人材輩出としての機能の喪失は、「職」の形成された段階で、それを担う人々の再生産の方式の転換の一つとして注目^⑤されるとし、ここにおいて「近世的官僚制」成立の一端を指摘している。なお、単純な疑問であるが「仰」に何故京都所司代と大坂城代は記載されなかったのか。將軍直属であることに変化はない、と言ふことなのであろうか。

七節では、將軍諸職直轄制が破綻を来し、再編されるに至った

事情を、結果的には家光の病氣による親政機能の停止と言う事実
に求め、八節において老中離脱後の酒井忠勝・土井利勝の動向に
ついて、彼等は「大成御用」に参与することはできて、月番と
奉書加判からの離脱により彼等がかつては保持していた権限は大
幅に制限され顧問官的存在となったと指摘している。

將軍諸職直轄制は、家光自からの病氣を契機とし、同十五年十
二月改編されることとなり、幕政機構は「將軍―老中―諸職」と
言うすぐれてヒエラルヒッシュな組織へと改編され、この改編に
より幕政機構のなかで老中制の位置が確定し、従ってこの改編を
「老中制の確立」と評価している。老中には「五万石以上で江戸
周辺の城主」と言う定型的なあり方が確立したとしている。これ
は「職」に対する家格のアウトラインが出来あがったと見ること
ができるのではないか。

Ⅲ

第二編江戸幕府老中連署奉書の年代確定は本書の大きな特色を
なしている。元和九年より寛永十五年に至る十五年間に発給され
た二百七十九通の全文を編年順に掲げたものである。年次推定・
釈文の校訂等これに精力的に傾注された時間と労力は相当のもの
と推察される。

「老中奉書」とは言うまでもなく老中が將軍の意を奉じたもの
であり、古文書学上様式の観点から既にいくつかの指摘がある。
本書では、原本・写本・編纂物等多く渉獵されていることから老
中奉書自体の料紙及びその形状についてはここでは措いて置く。
近世老中奉書の様式上の特色の一つは書状様式で、書止文言は

「恐々謹言」で「猶々書」を持ち、紀年は一部のものを除き認め
られない等の点である。^④

先づ掲載された二百七十九通の老中連署奉書の様式等から気付
く点を以下にあげてみよう。

①二百七十九通の内年紀を持つものは三九通で城及び城下普請、
寺社造営、蔵米管理に関わるものであり、一九〇号のみ千支が入
っており特異的に思われる。二一七号(寛永十三年十月七日)よ
り二七〇号(同十五年三月十五日)まで年紀記載を持つものは見
られず、しかも二一七号は編纂物であり後筆の可能性もあること
から老中連署奉書への紀年は徐々に減少して行ったものであるう
か。また、二三一・二三五・二四〇号では普請関係でも年紀は認
められず一貫性を欠いている様に思われる。

②二百七十九通の内二七通が片姓で所謂薄礼の書札様式をとっ
ており、これ等は幕府役人及び陪臣へ宛られたものであることか
ら、「老中連署奉書」の書式は、対大名と対幕府諸有司とにより区
別されていたのであろうか。一方、五二二号(寛永五年六月十七日)
は武家伝奏へ宛た酒井忠世・土井利勝連署で「前橋侍従・佐倉侍
従」と言った城地十官職名であり、書止文言も「恐惶」であるこ
とから禁裡方への奉書は別の書札様式が用いられたのだろうか。

③老中連署奉書には、二号(板倉加判)、一七五号(同)、そし
て表25の一・二・六号(井伊加判)の様に発給段階で老中(年寄)
以外の者が連署しており、形式的には老中連署奉書であるが、嚴
密には他のタイプのものとして区別すべきではないだろうか。

④三五・四七・五六・七一・七二・七四・九一・九七・一一六
・一三七・九一・一四三・一七一号等は、一見差紙様の書式をとっ

ており、これらは「切紙の奉書」として書正文言は「以上」とするとの指摘がなされている。しかし、掲載されているものは全て「恐々謹言」で止められており、老中連署奉書の書札様式が分化して行く過程を知る上で掲げられたものは（原本は少く原状を窺うことができない限界はあるが）興味ある事実を提示している。

⑤慶長期の年寄連署奉書では、加判者が書いた花押が認められるが、寛永期以降のものは自筆のものは少くなり、花押も印判状のものが用いられていることは知られているが、この変化は老中制成立過程とも関わるのであろうか。また関わりとすればその転期は何時に求められるのだろうか。少しくないもの強請的であるが疑問として生ずるものがある。

⑥二百七十九通のうち②の片姓以外のものは殆んどが外様大名へ宛られている。これは史料残存度に帰因するものと考えられるが、幕府諸有司へのものは幕政機構の整備に伴ない減少するものと考えてよいのであろうか。

以上、六点を掲げた。従来、これ等の史料は自治体史や個別史料集では編年に留意されることがなく情報としての価値を認知されない場合が少くなかった。著者の老中連署奉書の年次を確定する作業は、一見単純なものと思われがちであるが、元和・寛永期の情報を一段と豊富にされたもので近世史研究に共有できるものとしてその意義は大きいものがあると言えよう。

IV

内容紹介が長くなりすぎたが、以下に本書全体に関わる疑問点を掲げたい。

僅か十五年間の老中制形成過程の歴史を徹底した裏証分析による三百頁（第一編）を超える成果は、幕府政治史のみならず歴史学研究において基底をなす裏証と論証が一体となったものとして意義付けることができよう。当該期の幕政を担った年寄連及び細川父子、山内氏等の日常の「居所」を明らかにすることにより幕政への直接的関接的な関わり方と彼等の動向を把握すると言う手法は異彩を放っている、と言えよう。家光が寄合に出なかった事情とかある年寄が加判に加わらなかった事由等々、従来の研究では顧みられることのなかったことを一つ一つ第一次史料により跡付けて行くと言う分析方法は、翫すべき点大きいものがある。

本書は、「老中制」形成過程を動態的に明らかにすることと課題を置いているが、これは取りも直さず近世的な官僚制の評価に帰する問題を内包している。

寛永十一年三月付「法度」について著者は、「近代の官僚制の官職に比して多くの限界」を持つとしながら「幕政運営の原理を人ではなく『職』に置く志向を明らかにした」と評価している。

しかし、当該期幕府を代表する立場にいた酒井忠世・土井利勝・酒井忠勝が保持していた諸権限に掣肘を加えるためのものとして読むとすれば、必ずしも「職」の志向性は積極的に認められないのではない。幕政運営の実際においては、「人」の参与は不可欠な状況であることから、この「法度」は「人」と「職」の分化を目指す、従って近世初期幕藩制社会の官僚制機構の萌芽状況を示すものではなかったか。幕政運営の原理を「職」に置くことを成文化したこと自体は大きな進展と見ることができよう。

著者は、史料制約もあり積極的に触れられていないが禁裡方へ

の年寄(老中)連署奉書の在り様をも考慮すべきではなかったか。第一章二節で抽出された年寄連署奉書の四タイプは、それは本丸・西丸の夫々の意思伝達のためであり、禁裡方への幕府の政治意思は誰がどの様に奉じていたのか。これは、取りも直さず武家伝奏が幕府の代表を誰と見ていたかに関わって来る。日野資勝の「資勝卿記」には「江戸年寄衆」として「前橋侍従・佐倉侍従」(本丸筆頭・西丸筆頭年寄)兩名しか現われない。本丸・西丸それぞれの意思を奉ずると言うだけでなく、禁裡へ対し幕府を代表する年寄連署奉書(52号、或いは寛永八年九月十三日付三条内大臣・日野大納言宛奉書〔「資勝卿記」寛永八年九月二十七日条〕^⑥)があったのではないだろうか。「資勝卿記」の寛永九年正月以降の記事には「年寄衆」の文言が見られなくなる。前橋侍従(酒井忠世)の地位の変化にも関わるが、禁裡方が幕府の代表者を誰と見たかの変化とも言えよう。

次に、老中ではないが幕政上重要な案件に姿を見せる井伊直孝を家光親政下でどの様に性格付けるか重要な問題と言えるのではないかと。土井利勝・酒井忠勝の如く「顧問官的存在」ではなく、「職」に包摂されるでもなく或いはまた「取次」でもない、結局秀忠との恩寵によってのみ「人」として幕政に参与した事実をどの様に評価すればよいのだろうか。

今一つ素朴な疑問として三十代前半の年齢で將軍専制を志向した家光のブレインは誰であったのだろうか。数々の「法度」は家光自身の構想より生み出され「仰出」したのであろうか。將軍の側近として考えるならば、松平信綱などが妥当かと想定される。

著者は禁欲的とも見えるまで寛永十五年十二月以降について触

れられていない。確立した老中制は、幕政運営でどの様に機能し展開して行くのかについて全く寡黙である。本書の今一つの特色の観を呈している。今後、藤井氏の研究は「家綱政権論」^⑦へ繋がる「家光政権論」に展開して行くのか、それとも慶長元和期の政治過程分析に向うのか大いに注目されるものである。

最後に技術的なことであるが、老中(年寄)連署奉書一覧は出来ることなら一括して綴込み等の表にして頂いた方が年寄の加判の在り様を通覧する上で便利であったと思われる。

時を同じくして山本博文氏「幕藩制の成立と近世の国制」(一九九〇年四月、吉川弘文館)、高木昭作氏「日本近世国家史の研究」(一九九〇年七月、岩波書店)が相ついで上梓されており、本書の書評上合せ検討しなければならなかったが言及するに至らなかった。

書評と言うよりも紹介風のものとなり、本来評すべき点を看過したり、誤読・誤解等の虞れ多分にあると思われる。御海容の程お願い申し上げる。

① 山本博文氏「幕藩初期の政治機構について」(『日本歴史』四七四号、一九八七年十一月)

② 同『寛永時代』一九八九年七月、吉川弘文館、山本氏は同書三三〇四頁で藤井氏の理解を批判し、かかる事情で成立した「幕藩官僚制」は典型的な「家産制的官僚制」と述べている。

③ 近世社会の幕藩官僚制はイエから相対的に自立していた、と言う表現を援用するならば、当該期に至り「職」は「人」から一定の留保つきながら自立したと言うことになるだろう。水林彪『封建制の再編と日本の社会の確立』二八一―八頁。一九八七年五月、山川出版社。

- ④ 『概説古文書学・近世編』二二～三二頁、一九八九年六月、吉川弘文館。
- ⑤ 同右、三〇頁。
- ⑥ 内閣文庫所蔵「資勝卿記」九。

- ⑦ 藤井讓治氏「家綱政權論」(『元禄・享保期の政治と社会』講座日本近世史4所収、一九八〇年六月、有斐閣)
- (A5判 五六二頁 一九九〇年五月 校倉書房 一二、〇〇〇円)
- (関西大学非常勤講師)